

技術者の人数を超えた入札参加の制限等について

本市では、一般競争入札において入札参加資格の事後審査方式を採用し、現場代理人及び技術者（以下「技術者」という。）の要件など審査の一部を落札候補者についてのみ行っていますが、事後審査の結果、技術者に関する要件を満たしていなかったために、入札参加停止になるケースが見受けられます。

については、技術者の配置に関する留意点について改めてお知らせしますので、下記の内容を十分確認の上、一般競争入札の参加申請を行ってください。

記

1 技術者の人数を超えた入札参加申請の制限について

参加申請した全ての案件を落札する可能性がありますので、**自社の配置可能な技術者（技術者資格や雇用関係等の技術者に関する要件を全て満たす者に限ります。）の人数を超えて入札参加申請を行うことはできません。**入札参加申請時に配置予定技術者の届出は必要ありませんが、配置可能な技術者の人数を超えた入札参加申請が判明した場合（入札参加申請後に正当な理由により技術者が配置できなくなった場合を除く。）は、入札参加停止の対象となります。また、落札候補者となった時点において、技術者を配置できないときは、入札を無効とし、入札参加停止を行います。

なお、落札候補者とならず、事後審査の対象とならなかった場合でも、**通報等により必要があると判断した場合は、技術者の人数を確認するための調査を行います。**

工事関連業務については、平成23年8月1日以降に公告される案件から技術者の専任配置義務を緩和しています。詳しくは、平成23年8月1日付けで契約課ホームページに掲載の「工事関連業務における技術者の専任配置義務の緩和について」をご確認ください。

2 技術者の雇用確認について

配置する技術者は、**入札参加申請締切日現在で雇用しており、かつ、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる者**であることが必要です。さらに、建設工事で監理技術者を有

する技術者の配置を求めている案件については、入札参加申請締切日現在で3か月以上雇用している必要があります。したがって、落札候補者となった時点において、技術者を雇用し、当該案件に配置することはできません。

なお、直接的かつ恒常的な雇用関係の確認書類として、組織の形態に応じて、次表に示す書類が必要です。

(平成24年4月改定)

組織の形態		技術者等	確認書類
法人		従業員（代表者含む。）	当該事業所名記載の健康保険被保険者証(4)の写し
		従業員が後期高齢者(3)の場合	後期高齢者医療被保険者証の写し及び当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(5)の写し
個人事業所	健康保険法における強制適用事業所(1)任意適用事業所(2)	従業員	当該事業所名記載の健康保険被保険者証(4)の写し
		従業員が後期高齢者(3)の場合	後期高齢者医療被保険者証の写し及び当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(5)の写し
		代表者と同居の親族	国民健康保険被保険者証の写し
		代表者が後期高齢者(3)の場合	代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し及び技術者等の国民健康保険被保険者証の写し
		同居の親族が後期高齢者(3)の場合	代表者の国民健康保険被保険者証の写し及び技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し
		代表者及び同居の親族が後期高齢者(3)の場合	代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し及び技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し
		代表者	不要
	上記以外の個人事業所	従業員	当該事業所名記載の雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者通知書の写し
		雇用保険に加入できない65歳以上の従業員	当該事業所名記載の前年分の源泉徴収票(5)の写し及び生年月日が確認できる公的書類の写し
		代表者と同居の親族	国民健康保険被保険者証の写し
		代表者が後期高齢者(3)の場合	代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し及び技術者等の国民健康保険被保険者証の写し
		同居の親族が後期高齢者(3)の場合	代表者の国民健康保険被保険者証の写し及び技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し
		代表者及び同居の親族が後期高齢者(3)の場合	代表者の後期高齢者医療被保険者証の写し及び技術者等の後期高齢者医療被保険者証の写し
	代表者	不要	
<p>1 原則として、常時5人以上の従業員（代表者及び代表者と同居の親族を除く。）を使用する事業所</p> <p>2 強制適用事業所とならない事業所で日本年金機構(年金事務所)の認可を受けて適用事業所になった事業所</p> <p>3 75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた後期高齢者医療被保険者</p> <p>4 事業所名の記載がない場合は、健康保険組合等が発行する加入証明書等（従業員氏名、事業所名、資格取得年月日が確認できるものに限る。）を提出すること。</p> <p>5 源泉徴収票が発行されていない場合は、当該従業員の所得税等について、源泉徴収する旨の手続きを行っていることが確認できる書類（税務署等への届出書等）の写しを提出すること。</p>			